

障第616号
令和4年8月18日

各指定就労継続支援A型事業所運営法人代表者 様
各指定就労継続支援B型事業所運営法人代表者 様
(岐阜市所管の施設を含む。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

就労系障害福祉サービス機能強化事業補助金の交付申請の受付について

平素より、県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年8月18日付け障第529号により通知した「就労系障害福祉サービス事業機能強化事業補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)及び令和4年8月18日付け障第530号により通知した「就労系障害福祉サービス事業機能強化事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に基づき、交付申請の受付を行います。

については、交付要綱及び実施要綱をご確認の上、下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 対象事業所

指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所

※岐阜市所管の施設を含む

2 交付手続きについて

県ホームページにおいて、交付手続きの詳細をお知らせしておりますので、下記URLよりご確認ください。

URL : <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/241828.html>

※「就労系障害福祉サービス事業機能強化事業補助金に係る交付手続要領」に基づき、必要書類を作成の上、提出願います。提出にあたっては、オンライン申請フォームより提出願います。

※提出期限が交付申請や実績報告等によって異なりますので、ご注意ください。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課社会参加推進係		
係 長	大塚	担 当	三田村
電 話	058-272-1111 内 2608		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		